

名古屋市情報公開条例に基づく処分に係る審査基準を定める要綱

名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例65号。以下「条例」という。）に基づき実施機関が行う処分に係る名古屋市行政手続条例（平成7年名古屋市条例第17号）第5条第1項の規定による審査基準を次のとおり定める。

目次

- 第1 公開決定等の審査基準
- 第2 行政文書該当性に関する判断基準
- 第3 非公開情報該当性に関する判断基準
 - 1 個人情報
 - 2 法人情報
 - 3 公共安全情報
 - 4 審議、検討、協議情報
 - 5 行政運営情報
 - 6 任意提供情報
 - 7 法令秘情報
- 第4 一部公開に関する判断基準
- 第5 裁量的公開に関する判断基準
- 第6 行政文書の存否に関する情報に関する判断基準
- 第7 公開請求の権利濫用に関する判断基準

第1 公開決定等の審査基準

- 1 全部又は一部を公開する旨の決定（条例第10条第1項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されていない場合
 - (2) 公開請求に係る行政文書の一部に非公開情報が記録されている場合であって、当該非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき。
 - (3) 公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に当該行政文書を公開する必要があると認めるとき（条例第8条）。
- 2 全部を公開しない旨の決定（条例第10条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 公開請求に係る行政文書に記録されている情報がすべて非公開情報に該当する場合（公開請求に係る行政文書の一部に非公開情報が記録されている場合であって、当該非公開情報が記録されている部分を他の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。）
 - (2) 公開請求に係る行政文書の存在の有無を明らかにするだけで、非公開情報を公開することになる場合（条例第9条）
 - (3) 公開請求に係る行政文書が存在しない場合
 - (4) 条例第17条第1項及び第2項の規定により公開を行わない場合
 - (5) 公開請求を却下する場合
- 3 次のいずれかに該当する場合は、公開請求を却下する。
 - (1) 公開請求書に条例第6条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると認められる場合は、原則として、公開請求者に補正を求める。
 - (2) 公開請求が権利濫用に当たる場合
 - (3) 公開請求の対象が、条例第2条第2号に規定する行政文書に該当しない場合
 - (4) 公開請求に係る行政文書が、条例第17条第3項に規定する行政文書に該当する場合

(5) 公開請求に係る行政文書が、条例附則第 2 項又は名古屋市情報公開条例の一部を改正する条例（平成12年名古屋市条例第69号）附則第 2 項に規定する行政文書に該当しない場合（昭和61年 3 月31日以前に作成、取得した公文書及び平成12年 9 月30日以前に作成、取得した資料文書。議長が管理する行政文書については、平成13年 5 月31日以前に作成、取得した行政文書）

4 前 3 項の判断に当たっては、行政文書に該当するかの判断は「第 2 行政文書該当性に関する判断基準」に、公開請求に係る行政文書に記録されている情報が非公開情報に該当するかどうかの判断は、「第 3 非公開情報該当性に関する判断基準」に、一部公開にすべき場合に該当するかどうかの判断は、「第 4 一部公開に関する判断基準」に、公益上の理由により裁量的公開を行うかどうかの判断は「第 5 裁量的公開に関する判断基準」に、行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否すべき場合に該当するかどうかの判断は、「第 6 行政文書の存否に関する情報に関する判断基準」に、権利濫用に当たるかどうかの判断は、「第 7 公開請求の権利濫用に関する判断基準」に、それぞれよる。

第 2 行政文書該当性に関する判断基準

公開請求の対象が条例第 2 条第 2 号に規定する行政文書に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

1 「実施機関の職員（市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において事実上作成し、又は取得したことをいう。

この場合、「職務」には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の 2 又は第180条の 7 の規定により他の実施機関から委任を受け、又は他の実施機関の補助執行として処理している事務等を含む。ただし、実施機関の職員が、名古屋市職員共済組合その他の市以外の団体の事務に従事している場合の当該事務は含まない。

「職務上作成し、又は取得した」場合には、会議等で配布されたものも含まれるが、職務に関連して職員が個人の段階で作成し、又は取得したメ

モ、下書き、参考資料等は含まれない。

- 2 「文書」とは、紙に文字で表示されたもので、起案文書、供覧文書のほか、台帳、帳票類、刊行物、資料類、図書等をいう。

「図画」とは、地図、図面、ポスター等をいう。

「写真」とは、印画紙に焼きつけたもの（ネガ・ポジフィルムは含まない。）をいう。

「フィルム」とは、光学的、化学的处理により、映像を記録したもので、具体的には、映画フィルム、スライド、マイクロフィルム等をいう。

「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録全般をいい、光ディスク、磁気ディスク、磁気テープ（録音テープ、ビデオテープ等）などの媒体に記録され、その内容の確認に再生用の機器を用いる必要がある情報である。

- (1) 汎用コンピュータ、オフィスコンピュータ、サーバ等により処理されている業務用システム（当該事務処理のために特別に作成されたプログラムを用いてパソコン等により処理を行っているものを含む。）のデータ等は原則として行政文書に該当する。
- (2) パソコンやワープロで作成され、フロッピーディスクやハードディスク等に記録されたもので、実施機関で組織的に用い、管理していると認められたものについては、行政文書に該当する。
- 3 「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、行政文書が職員個人の段階ではなく、組織として共用文書の実態を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用可能な状態に置かれているものをいう。したがって、職務に関連して職員が個人の段階で作成し、又は取得したメモ、下書き、参考資料等はこれに該当しない。
- 4 「当該実施機関が管理しているもの」とは、当該文書を事実上支配している状態を意味すると解されるところ、当該文書の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を現実には有していれば、管理しているものに該当するが、一時的に文書を借用している場合や預かってい

る場合には、当該文書を現実に支配しているとは認められないため、管理しているものには該当しない。

第3 非公開情報該当性に関する判断基準

公開請求に係る行政文書に記録されている情報が非公開情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

なお、当該判断は、公開決定等を行う時点における状況に基づき行う。

1 個人情報（条例第7条第1項第1号）についての判断基準

- (1) 「個人の意識、信条…財産、社会活動等に関する情報」とは、個人のプライバシーに関する情報の例示であり、「特定の個人を識別することができる」情報とは、特定の個人が明らかになる情報をいい、氏名、住所等により特定の個人が直接識別できる場合だけでなく、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別できる場合を含む。

なお、死者に関する情報についても、本号の対象となる。

- (2) 事業を営む個人（以下「個人事業者」という。）の当該事業に関する情報は、法人の事業活動に関する情報と同様の性格を有することから、条例第7条第1項第1号は適用せず、同項第2号で判断する。「事業を営む個人」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。また、「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とする与否とを問わず、事業活動に関する一切の情報をいう。

個人事業者に関する情報であっても、当該事業とは関係がない個人情報は、条例第7条第1項第1号により公開・非公開の判断が行われる。

- (3) 「通常他人に知られたくないと認められる」情報とは、一般人の感受性を基準として、当該個人の立場に立った場合、他人に公開されることを欲しないであろうと認められる情報をいう。
- (4) 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」情報とは、未発表の著作物等、特定の個人が識別される情報を除いて公開したとしても、なお個人の人格や財産に関する権利利益を害するおそれがある情報をいう。

- (5) 「公務員等」（ただし書ア）とは、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいい、一般職であるか特別職であるか、常勤であるか非常勤であるかを問わない。
- (6) 「職務の遂行に係る情報」（ただし書ア）とは、公務員等が担任する職務を遂行する場合における情報をいい、勤務評価の内容や処分を受けたこと等職員としての身分取扱いに係る情報や、公務員等個人の私的な情報は含まれない。
- (7) 「公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合」とは、公務員等の氏名を公にすることにより、当該公務員等の私生活等に影響を及ぼす可能性がある場合をいう。
- (8) 個人のプライバシーに関する情報は、いったん公開されると当該個人に回復困難な損害を及ぼすおそれがある。そこで、条例第7条第1項第1号の運用に当たっては、条例第3条の趣旨を踏まえ、慎重に取り扱うものとする。
- (9) 個人に関する情報について当該本人から公開の請求(自己情報の公開請求)があつた場合においても、条例第7条第1項第1号の運用に当たっては、本人以外の者から当該情報の請求があつた場合と同様に扱うものとする。

2 法人情報(条例第7条第1項第2号)についての判断基準

- (1) 「法人等」とは、営利法人、公益法人(社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人等)、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、特殊法人、公共組合等の法人及び法人格はないが団

体の規約及び代表者が定められているもの（団体としての実体を備えたものでPTA、自治会、消費者団体等）をいい、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。

(2) 「事業を営む個人」及び「当該事業に関する情報」とは、条例第7条第1項第1号に規定するものと同義である。

(3) 「不利益を与えると認められる」情報とは、次のようなものをいう。

ア 生産・技術上又は販売上のノウハウに関する情報であって、公にすることにより、法人等又は個人事業者の通常有する競争上の利益が損なわれると認められるもの

イ 経理、労務その他の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、法人等又は個人事業者の事業運営に支障をきたすと認められるもの

ウ その他公にすることにより、法人等又は個人事業者の名誉、社会的評価、活動の自由等が損なわれると認められる情報

(4) 人の生命等を「保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」（ただし書ア）とは、公害、薬害、食品による危害等に係る情報で、人の生命等に対する危害の発生を未然に防止し、発生している危害を排除し、若しくは拡大を防止し、又は当該危害の再発を防止するために公開することが必要と認められるものをいい、違法な事業活動に係るものであるか適法な事業活動に係るものであるかを問わない。

(5) 「違法若しくは不当な事業活動」（ただし書イ）とは、法令等の規定に明らかに違反した事業活動又は法令等の規定に違反していると断定できないが、社会通念に照らして、著しく妥当性を欠く事業活動をいう。

(6) 「消費生活等の市民生活…を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」（ただし書イ）とは、買占め、売惜しみ、悪質な販売等に係る情報で、市民生活に対する支障が生ずることを未然に防止し、生じた支障を排除し、若しくは拡大を防止し、又は当該支障の再発を防止するために公開することが必要と認められるものをいう。

(7) 「環境を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」（ただし書イ）とは、公害その他の人の健康又は生活環境に係る被

害や、広く公共のために確保されるべき自然環境に及ぼされる被害を未然に防止し、若しくは生じた被害を排除し、又はその再発を防止するために公開することが必要と認められるものをいう。

- (8) 条例第7条第1項第2号は、情報を公にする場合に生ずる事業活動上の不利益と公開することによる公益とを実施機関において比較衡量することにより、公開・非公開の判断をしようとする趣旨である。

したがって、実施機関において公開・非公開の決定をするに当たっては、必要に応じて当該法人等から事情を聴取するなど、慎重かつ公正に判断する。

3 公共安全情報（条例第7条第1項第3号）についての判断基準

- (1) 「人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示であり、犯罪の鎮圧又は捜査、公訴の維持等も含むものである。
- (2) 「人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」とは、次のようなものをいう。

ア 危険物の保管場所等であって、公にすることにより、犯罪を誘発し、平穏な市民生活が脅かされるおそれがある情報

イ 公人の行動予定、特定の家屋の構造等であって、公にすることにより、犯罪を誘発し、人の生命、身体、財産又は社会的な地位等の保護に支障を及ぼすおそれがある情報

ウ 犯罪捜査に関する情報であって、公にすることにより、捜査の遂行に支障が生ずるおそれがある情報

エ その他公にすることにより、平穏な市民生活、社会の風紀又はその他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

4 審議、検討、協議情報（条例第7条第1項第4号）についての判断基準

- (1) 「市の機関」とは、執行機関、議決機関、これらの補助機関、合議制機関等その他の本市のすべての機関をいう。

「合議制機関等」とは、行政委員会及び監査委員並びに執行機関の附属機関及び専門委員並びにこれらに類するものをいう。

(2) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公開することにより、外部からの圧力、干渉等の影響を受けて率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれをいう。

(3) 「不当に」とは、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らして、情報を公開することによる利益と比較衡量し、なお公開することがもたらす支障が重大である場合をいう。

5 行政運営情報（条例第7条第1項第5号）についての判断基準

(1) 「市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業」とは、市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が単独又は共同で行う一切の事務事業をいう。

(2) 「支障」とは、実質的・具体的であることが必要であり、おその程度も、抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が認められるものに限られる。

(3) 条例第7条第1項第5号アからオまでに掲げた事務事業ごとの支障は、本市又は国等に共通的に見られる事務事業に関し、容易に想定されるものを例示したものであるので、その他個別の事務事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすと認められる場合も、行政運営情報に該当する場合がある。

(4) 検査、試験等の反復・継続的な事務事業については、情報を公にすることにより、将来の同種の事務事業の遂行に支障が生ずるおそれがある場合も該当する。

(5) 「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業」（ただし書オ）に関する情報については、条例第7条第1項第2号に規定する法人等のものと基本的には共通するものであるが、国、地方公共団体が経営していること並びに独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業であることに照らし、説明する責務の観点から公開・非公開の判断をする。

6 任意提供情報（条例第7条第1項第6号）についての判断基準

- (1) 実施機関に提出を求める法的権限がある情報であるにもかかわらず、第三者が任意に提出したものは、条例第7条第1項第6号に該当しない。
- (2) 「公にしないとの条件」とは、第三者に対して当該情報を提供しないとの条件をいい、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件も含まれる。
- (3) 「当該個人又は法人等における通例として」とは、当該個人又は法人等が属する職域、集団、業界、業種等の通常の慣行に照らして判断することを意味する。したがって、当該個人又は法人等が非公開とすることが通例であると主張すれば足りるわけではなく、客観的に見て、当該個人又は法人等が属する職域、集団、業界、業種等において、非公開とする慣行がもともと存在するかによって判断する。
- (4) 「当時の状況等に照らして」とは、非公開の条件が付された時点における諸事情を基本に判断することを意味するが、他方において、必要に応じて、情報の取得後の事情の変化を勘案する余地も残す趣旨である。例えば、情報を提供した法人が解散してしまい、存在しなくなった場合、その事情を考慮して公開する可能性が生ずる。
- (5) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるもの」は、第3、2、(4)の判断基準を準用する。

7 法令秘情報（条例第7条第1項第7号）についての判断基準

- (1) 「法令」とは、法律、政令、省令その他国の命令をいう。
- (2) 「明らかに公にすることができないと認められる情報」とは、次のようなものをいう。
 - ア 明文の規定により公開が禁止されている情報
 - イ 目的外使用が禁止されている情報
 - ウ 個別の法令又は条例により職員に守秘義務が課されている情報
 - エ その他個別の法令又は条例の趣旨、目的からみて、明らかに公にすることができないと認められる情報
- (3) 「法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関等の指示」とは、地方自治法その他の法律又は政令により地方公共団体の事務の処理に関し国又は県の機関が行う指示（地方自治法第245

条第 1 号へに規定する指示) をいう。

- (4) 「公開すべきではないと実施機関が認める情報」とは、国の機関等の公開してはならない旨の指示があり、実施機関も公開すべきではないと認める情報をいう。したがって、国の機関等から指示があっても、それに従わないと実施機関が判断した場合は、条例第 7 条第 1 項第 7 号は適用しない。

第 4 一部公開に関する判断基準

公開請求に係る行政文書について、条例第 7 条第 2 項及び第 3 項に基づき一部公開すべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 公開請求のあった行政文書に、非公開情報が含まれている場合であっても、全体を非公開にするのではなく、できるだけ公開をすべきであるという観点から、非公開情報に係る部分とそれ以外の部分を分け、非公開情報に該当しない部分は公開をする。
- 2 「容易に区分して除くことができ」とは、非公開情報に係る部分とそれ以外の部分とを区分することが物理的、技術的に困難でなく、かつ、時間、経費等から判断して容易である場合をいう。
- 3 「公開請求の趣旨が損なわれることがない」とは、公開請求の趣旨から判断して、請求者の知りたいと思う行政文書の内容が、社会通念に照らし客観的に判断して、非公開情報を区分した残りの部分によって十分知り得る場合をいう。
- 4 「特定の個人を識別することができる」情報（条例第 7 条第 3 項）には、氏名、住所等直接個人を識別することができるもののほか、条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる」情報を含む。
- 5 条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」情報については、個人を識別することができる部分を除いても、個人の人格や財産に関する権利利益を害することとなるため、条例第 7 条第 3 項の規定は適用しない。

第5 裁量的公開に関する判断基準

公開請求に係る行政文書に非公開情報が含まれている場合に、公益上特に必要であると認めて、公開するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「公益上特に必要があると認めるとき」（条例第8条）とは、条例第7条第1項各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を公にすることの必要性との比較衡量が行われる場合があるが、当該規定を適用した場合に非公開となる場合であっても、なお公益上の必要性があると認められるときをいう。
- 2 判断の対象になる非公開情報が、個人に関する情報の場合は、特に個人の人格に関わる権利利益を不当に害することのないように配慮する。
- 3 条例第7条第1項第7号に規定する法令等によって非公開とされている情報等については、裁量的公開の対象から除外する。

第6 行政文書の存否に関する情報に関する判断基準

公開請求に対し、行政文書の存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否すべき場合（条例第9条）に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」とは、行政文書の存否を答えることが結果的に条例第7条に規定する非公開情報を公にすることになる場合をいい、例えば、特定個人の病歴に関する情報、特定企業の技術開発情報、特定分野の試験問題に関する情報等「名指し」の公開請求があった場合等が考えられる。
- 2 存否応答拒否する必要がある情報については、当該情報が実際には存在しない場合であっても、存否応答拒否を行う。

第7 公開請求の権利濫用に関する判断基準

公開請求に対し、権利濫用に当たるか否かの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「権利濫用」とは、一般に、形式上権利の行使としての外形を備えるが、その行為が行われた具体的な状況と実際の結果とに照らしてみると、その権利本来の目的内容を逸脱するために、正当な権利の行使として認められないと判断される行為をいう。
- 2 「公開請求の権利濫用」とは、条例によって付与された公開請求権本来の目的を逸脱し、権利濫用と認められるものをいう。
- 3 どのような行為が権利濫用に該当するかについては、公開請求権の性格や内容、権利行使の態様や加害の意思・目的、権利濫用と解した場合の公開請求者の受ける不利益、正当な権利行使と解した場合の実施機関の事務への支障等の様々な要素を比較衡量して判断する。
- 4 公開請求の権利濫用についての類型
 - (1) 公開請求の際に、写しの交付を受けず、閲覧しないなどの公開の実施を拒否する意思を予め表明しているとき又は公開請求をするだけで、写しの交付を受けず、閲覧せず、若しくは写しの交付に係る実費を支払わないなどの行為を正当な理由なく繰り返し行うとき。
 - (2) 公開請求に係る内容を既に知り得ているにもかかわらず、同内容の公開請求を正当な理由なく繰り返し行うとき又は既に行った公開請求を取り下げ、同内容の公開請求を正当な理由なく繰り返し行うとき。
 - (3) 特定の職員が作成又は取得した行政文書に係る公開請求を集中若しくは連続して行い、又は公開請求の際に特定の職員を誹謗、中傷若しくは威圧するなど、公開請求の態様、内容や公開請求者の言動等から、特定の職員に対する害意が明らかに認められるとき。
 - (4) 同一の実施機関に対する公開請求を集中又は連続して行う場合であって、公開請求の態様、内容や公開請求者の言動等から、当該実施機関の事務遂行能力を減殺させ、又は事務を停滞させるなどの害意が明らかに認められるとき。
 - (5) 実施機関の保有する著しく大量又は多種多様な行政文書に係る公開請求を行った場合において、実施機関の求める請求対象の絞込み、請求の分割、文書の特定等に係る補正の要請に対し、正当な理由なく応じないとき。

(6) 公開によって得た行政文書を違法又は不当に使用する蓋然性が認められるとき。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。